

下呂市監査告示第5号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 14 項の規定により、定期監査の結果に基づく措置について下呂市長から通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

令和7年3月 21 日

下呂市監査委員 都 竹 基 己

下呂市監査委員 今 井 能 和

平成 29 年度から令和5年度に実施した定期監査での指摘事項に対して改善中または未措置であった事項について、現在の措置状況について次のとおり通知があったので、その内容を公表する。

(単位:件)

監査の種類	実施年度	対象件数 (改善中又は 未措置の件数)	今回調査の結果		
			措置済	改善中	未措置
定期監査	平成 29 年度	1	0	1	0
	平成 30 年度	0	0	0	0
	令和元年度	0	0	0	0
	令和2年度	1	0	1	0
	令和3年度	0	0	0	0
	令和4年度	0	0	0	0
	令和5年度	2	4	2	0
合	計	4	4	4	0

■次頁からは、措置状況の詳細である。

平成29年度

【監査対象課名:まちづくり推進課】

(定期監査結果報告日:平成29年12月25日)

指摘事項	(舞台峠ドーム管理等業務委託について) 施設の使用許可行為が事実上受託者において行われている。使用許可は設置者たる市の管理権限であり、委託することはできないことから適正を欠く。	
区分 (該当に○印)		1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
	○	2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未実施(何もしていない場合)
措置状況の内容	舞台峠ドームの管理については、下呂市と中津川市でそれぞれ条例規則を定めています。本件について、中津川市と協議を行ったところ同様の課題が生じていることが判明したことから、課題解決に向けて両市で継続協議することとしました。	

令和2年度

【監査対象課名:会計課 地域振興部 各振興事務所】

(定期監査結果報告日:令和2年12月23日)

指摘事項	(随時の収入にかかる調定事務について) 地方自治法第231条に「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない」と定められている。随時の収入のうち各種証明書発行に係る手数料等、担当課窓口で口頭により現金を収受するような収入については、その性質上事前に金額を把握することは困難であり、事後調定をせざるを得ないと考えられる。このような収入については、事務の簡素化を図るため一定期間分をまとめて一括で調定できるよう、市会計規則に一括して調定できる旨の規定を整備されたい。また、今回の監査により、各振興事務所が取り扱う施設使用料の調定状況について確認したところ、一部の施設使用料について、その都度事前調定されるべきところ、一括で調定されている事案が確認されたほか、収入年度の誤りがある事案が確認されたことから、適正な事務に努められたい。	
区分 (該当に○印)		1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
	○	2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未実施(何もしていない場合)
措置状況の内容	市会計規則中に事後調定にかかる規定(第4条の2)を新たに設け、事前に調定をしがたい特定の歳入の調定については、現金を収納した後において、関係書類に基づき調定することができることのほか、1カ月分を限度としてまとめて調定することができることを明文化しました。 (各振興事務所が取り扱う施設使用料について) 利用実態を踏まえ調定等のあり方について、適切な事務となるよう改善を進めています。	

令和5年度

【監査対象課名:地域振興課 各振興事務所】

(定期監査結果報告日:令和5年12月21日)

指摘事項	(自治会活動交付金の活用状況について) 下呂市自治会自治活動交付金交付要綱(平成16年3月1日告示)では、第2条の交付条件として、(1)コミュニティ活動の推進、(2)行政情報の連絡及び行政協力、(3)その他市が依頼する事務に交付金を活用しなければならないとなっている。各振興事務所に提出された自治会資料から令和4年度の実績を確認したところ、交付金額そのものを「区長活動費」として支出していた自治会(4自治会)があった。今後は支出内容を明確にされたい。さらに、萩原地域自治会連合会の各自治会は、総会資料とともに交付金の使途明細を提出しており、他の地域自治会連合会にも交付金の使途を報告するよう指導していただきたい。令和5年度の交付額は、5,827万6,400円(敬老事業を含む)であるが、自治会におけるコミュニティ活動の推進等に果たしている役割は大きく、今後も交付金が目的に添って有効に使われることを望むものである。なお、地域振興課において、令和8年度からの運用を目途として自治会交付金の適正化に向けた基準等の検討が進められており、その状況を注視していきたい。	
区分 (該当に○印)		1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
	○	2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未実施(何もしていない場合)
措置状況の内容	制度の見直し、報告の方法等について、令和8年度からの運用に向けて検討を行っています。	

【監査対象課名:こども家庭課】

(定期監査結果報告日:令和5年12月21日)

指摘事項	(たけはらこども園の休日、夜間の施設管理について) たけはらこども園の休日、夜間の施設管理について確認したところ、現在は、職員が退園時に施錠を行い、翌日または休日明けの開錠時までは無人となっているとのことであった。公設民営の指定管理施設については、休日、夜間の管理は警備会社に委託して実施しているとのことである。施設内には個人情報、給食施設があり、個人情報の流出、給食施設の衛生管理が懸念されることから、他の公設こども園を含めて休日、夜間の施設管理について検討されたい。	
区分 (該当に○印)		1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
	○	2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未実施(何もしていない場合)
措置状況の内容	こども園の防犯体制について、各こども園の正面玄関に防犯カメラを設置し、防犯対策を強化しました。 また、個人情報保護の観点から、各教室で利用しているパソコンについても職員室で一括管理を行い、保育室の施錠を徹底するなどの措置を講じました。 警備会社への委託については、予算措置に向けて検討しています。	

指摘事項	(成年後見制度中核機関業務委託について) 成年後見制度の利用促進と円滑な制度運用ができる体制づくりを支援する中核機関としての機能を担う「下呂市成年後見支援センター」の運営について、令和5年度より業務委託がされている。業務委託に係る施行伺いの設計書を確認すると、積算内訳は人件費と福利厚生費のみとなっている。一方、業務委託に係る仕様書を確認すると、業務に係る委託料等として「委託料は主たる相談窓口における従事者が使用する事務机、椅子及び電話を除き、事業に必要な人件費、事務費、物品、設備等にかかる費用すべてを含むものとする。」となっており、前述の設計書の積算内訳と整合性が取れていない。今後の業務委託の発注に当たっては、適正に事務処理をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未実施(何もしていない場合)
措置状況の内容	仕様書と業務委託の内容との整合性を図り、令和6年度業務委託より適正な事務処理を行っています。	

指摘事項	(小口融資事業の事務手続について) 市内の中小企業者の経営安定を図るため、下呂市小口融資条例(以下「条例」という。)により「下呂市小規模企業融資」を定めて融資事業を実施している。また、条例の施行に関しては、下呂市小口融資条例施行規則(以下「施行規則」という。)を定めて事務手続が実施されている。今回の監査において、事務手続が条例及び施行規則に基づき実施されているか確認を行ったところ、融資の申込み及び事務手続に関する次の3点について疑義が生じた。1点目は、施行規則第2条第3号において「市は、予め岐阜県信用保証協会に市町村小口融資保証信用調査兼照会票及び決算書を送付するものとする」となっているが、決算書が送付されていなかったことである。2点目は、施行規則第2条第5号において、「市は、前号の回答に基づき、審査委員会等にて審査の上、融資のあっせんを決定したときは、前号の添付書類に次の書類を添えて指定金融機関に融資を依頼するものとする」となっているが、ここで規定されている3つの必要書類のうち「完成された信用保証委託契約書1通」が添付されていなかったことである。3点目は、同じく施行規則第2条第5号の中で「審査委員会等にて審査の上、融資のあっせんを決定」となっているが、融資を迅速に実施する必要があることから、委員長(副市長)の決裁を受けて融資のあっせんを決定し、審査委員会には事後報告していたことである。以上のことから、小口融資事業においては、施行規則の見直しも視野に検討し、施行規則と現行の実務に齟齬が生じないよう適正に事務処理をされたい	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未実施(何もしていない場合)
措置状況の内容	現行の実務に合わせた適正な事務処理となるよう施行規則の見直しを行い、下呂市小口融資条例施行規則の一部を改正しました。(令和6年11月6日公布)	

【監査対象課名:財務課】

(定期監査結果報告日:令和6年3月26日)

指摘事項	(土地及び建物の賃貸借契約における契約期間の記述について) 市が土地及び建物の賃借契約を単年で締結して、契約満了時に同条件により引き続き賃借する場合は、契約書中の「契約満了の場合、貸主・借主いずれかが別段の意思表示をしないときは、この契約を1年間更新するものとする。以後も同様とする。」とのただし書きにより契約を継続している。なお、同条件により引き続き借用を承諾していただけるかは書面で確認している。例月現金出納検査において、借地料の支払いについて確認したところ、土地建物賃貸借契約書中の「契約満了の場合、貸主・借主いずれかが別段の意思表示をしないときは、この契約を1年間更新するものとする。」とのただし書きにより複数年更新が行われた事例が見受けられた。このため、今回の定期監査において、1年間で更新が見込まれる土地建物賃貸借契約書の更新方法について、確認を行った。その結果、土地建物賃貸借契約は、各担当課で事務処理を行っており、契約書中の更新時に係るただし書きが同一でないことが判明した。当該ただし書きを含め、事務処理方法を統一、周知徹底し、適正に事務処理をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未実施(何もしていない場合)
措置状況の内容	今年度、土地建物賃貸借契約の事務処理方法(基本事項)を定め、職員全体に周知徹底しました。	

【監査対象課名:消防総務課 会計課】

(定期監査結果報告日:令和6年3月26日)

指摘事項	(緊急消防援助隊出動時における資金前渡金について) 令和6年能登半島地震の発生を受けて、下呂市消防本部へも緊急消防援助隊の出動要請があり、1月1日より派遣を行った。緊急消防援助隊の出動に当たっては、現地での車両の燃料費の支払い、現地での活動に必要な物品の購入等に現金が必要となることから、今回は消防長の立替により必要な資金を各隊に交付して対応されていた。緊急消防援助隊の出動には緊急を要すること、災害発生が閉庁日であると市の業務が停止しており公費による対応が困難となることから、公費を事前に支出し、消防本部において現金保管して有事に備えておく等、他市町村の事例も参考に職員の負担を軽減し、安心して隊員派遣できる体制を構築されたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未実施(何もしていない場合)
措置状況の内容	緊急消防援助隊出動時における資金前渡金の実現化に向け、地方自治法、同法施行令、市会計規則の規定に照らし、実務レベルの課題等を検証した上で問題ないと判断し、公費を事前に支出し有事に備えておく体制を構築しました。 令和6年5月より消防本部内の金庫にて資金前渡金を保管し、令和6年9月能登半島豪雨災害に出動した派遣隊に資金前途しました。	

以上